

第98回長崎県連合海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年5月11日(火) 14:00~15:00
2. 通知年月日 令和3年4月30日(金)
3. 公示年月日 令和3年4月30日(金)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 1階 大会議室A
5. 出席者(委員) 志岐会長、山中委員、神田委員、荒木委員、岡部委員、
草野委員

(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、
山下係長
(県) 漁業振興課 松本企画監
" 資源管理班 馬場課長補佐
6. 議題
第1号議案 会長および副会長の互選について

第2号議案 長崎県連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について

その他 遊漁者が行うひき縄釣に係る長崎県連合海区漁業調整委員会
指示について(報告)
遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する日本海・九州西広域漁
業調整委員会指示について(報告)
各海区漁業調整委員会の構成について(報告)

7. 議 事
(開 会)

事務局

ただ今より、第98回長崎県連合海区漁業調整委員会を開催します。
まず、委員会開催にあたりまして事務局長からご挨拶を申し上げます。

事務局長

事務局長を務めることになりました吉田でございます。本日はよろしく
お願いします。本日第98回長崎県連合海区漁業調整委員会を開催いたし
ましたところ、委員の皆様にはご多忙の中ご出席をいただき、誠にありが
とうございます。

改めまして第22期長崎県連合海区漁業調整委員へのご就任を心からお
喜び申し上げます。また皆様には、日ごろから本県水産業の振興はもとよ
り、県政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。ご承知
のとおり、水産業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、現在、世
界的に広がっておりますコロナ禍の中、これを乗り越え、水産業が地域の
基幹産業として、さらに発展を図っていくためには、水産資源の適切な管
理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業を魅力ある産業としていくこと
が何よりも重要なことであると考えております。

委員の皆様方におかれましては、海区の枠を超えて中立・公正な立場か
ら漁業調整にご尽力いただき、本県水産業の発展に一層のお力添えを賜り
ますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。
どうぞ、よろしく申し上げます。

事務局長

議事に入ります前に、ご相談でございます。本来議事進行は当委員会の
会長に行っていただきますが、会長が決まっておりませんので、事務的な
部分である委員の席順決定、それから委員及び事務局の紹介、海区漁業調
整委員会の性格と権限等の説明、会長選出までの仮議長の決定までを事務
局の方で進めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局長

まず、席順を抽選により決定したいと思います。席順の番号は机の上
にお示しているとおりでございます。これから、事務局員が抽選番号を持
って回りますので、引かれたら、その番号の席にお着き下さい。

事務局長	<p>この抽選で決まった番号の席は、これから４年間そのままですので、ご了承ください。</p> <p>なお、のちほど会長の互選を行いますが、会長になられた委員は会長席にお移りいただきますので、番の席の委員は、空いた席へ移動していただくことよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p> <p>(抽選)</p> <p>(委員着席)</p>
事務局長	<p>改選後最初の委員会ですので、事務局から席順に従って委員の皆様の紹介、並びに事務局職員と本日出席の県職員の紹介をいたします。</p>
事務局	<p>(委員、事務局員、出席県職員の紹介)</p>
事務局長	<p>続きまして、「連合海区漁業調整委員会について」、「長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則」、「長崎県連合海区漁業調整委員会規程」、及び「漁業調整委員会の性格と権限」について説明します。</p> <p>各海区選出の委員の皆様は、各海区漁業調整委員会でも聞かれているかと思いますが、再確認の意味を含めてお聞きください。</p>
事務局	<p>(資料により説明)</p>
事務局長	<p>ただ今の説明に対しまして、何かご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(質問等無し。)</p>
事務局長	<p>続きまして、議事に入る訳ですが、漁業法施行令第１３条第１項に、会長が会務を総理するとあり、また漁業法第１３７条第２項(準用規定第１５１条)に「会長は委員が互選する」と規定されておりますが、会長が決まるまで、仮議長により進めてまいりたいと思います。</p>

事務局長 仮議長は事務局が指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局長 ご異議ないようですので、委員の皆様のうち最年長の山中委員に仮議長をお願いいたします。山中委員、仮議長席をお願いいたします。

仮議長 委員会を再開します。
ご指名がありましたので仮議長を務めさせていただきます。スムーズに会長が選任されますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

仮議長 それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局からあらためて報告願います。

事務局 本日は、定員6名全員の委員の出席となっております。
出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

会長 それでは、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 会長につきましては、漁業法第137条第2項(準用規定第151条)に「漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。」とありますことから、互選していただくものです。会長代理につきましても、漁業法施行令第13条第2項に「漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。」とありますことから、互選していただくものです。
会長の職務に関しましては、漁業法施行令第13条第1項に「漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。」と規定されております。お手元の資料の3ページに第22期長崎県連合海区漁業調整委員会委員の名簿を添付しておりますので、ご

事務局	参考とされてください。以上で説明を終わります。
仮議長	ここで、本委員会を休会し、協議会で協議してはいかがでしょうか。
各委員	異議なし。
仮議長	それでは委員会を休会し、協議会といたします。
事務局	この協議会の中に会長と副会長について話し合っていたき、委員会を再開して、会長と副会長を決定するという進め方をしたいと思いますのでよろしくお願いします。
各委員	(協議会)
仮議長	それでは、委員会を再開します。
山中委員	会長には志岐委員、副会長には山中委員を推薦します。
仮議長	ただ今、会長に志岐委員、副会長に山中委員が推薦されましたが、ご意見等ございませんか。
各委員	(意見等なし)
仮議長	他にご意見もないようですので、会長には志岐委員、副会長には山中委員とすることに決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
仮議長	ご異議もないようですので、第1号議案「会長及び副会長の互選について」は、会長には志岐委員、副会長には山中委員を決定いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	それでは、会長と副会長が決定しましたので、会長は会長席へ移動願

事務局長 ます。まず会長と副会長お二方にごあいさつをお願いします。

会 長 本日は改選後、初めての委員会ということですが、皆様からご推薦をいただきまして非常に大役ではございますけれどもお受けしたいと思っております。新型コロナウイルス感染拡大によりまして、本県の漁業は非常に厳しい状況にあります。従いまして、県内各海区の漁業者の意見を中央に伝え、それを政策に反映してもらおうということが会長の仕事ではないかと思っております。皆様のご協力を得ながら、一生懸命努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

副会長 副会長のご指名を受けましたが、私も会長の補佐をしながら、そして漁業者の皆様が安心して漁業に従事できるように、皆様のお力を借りて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。それと特に去年12月1日から改正漁業法が施行されたということもありまして、会長にはご苦労とは思いますが、長崎県は水産県でございますので、よろしくお願いいたします。

会 長 次の議事に入ります前に、事務局と打ち合わせをさせて頂きたいので、10分ほど休会いたします。

(休 会)

会 長 委員会を再開いたします。

議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思いますが、当委員会規程第7条第2項により、会長と会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。

つきましては、席順に従い指名していくことでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

会 長 それでは、山中委員と神田委員にお願いいたします。

続きまして、第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を上程いたします。

会 長

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」
の説明

【変更点】

- ・ 事務局の課名を漁業振興課に変更
- ・ 漁業法改正により委員選出の方法が一般選挙から知事選任となったことによる記載事項の変更
- ・ 漁業法145条第4項で、委員会議事録をインターネットの利用その他適切な方法により、公表しなければならないとされたことから、第7条（議事録）に第3項を新設し、議事録を県が運営するホームページに載せて公表する旨を追加。これに伴い、旧規程第8条の縦覧に関する規定を削除。

会 長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

山中委員

附則の施行は本日となるのですか。

事務局

本日の委員会の議決をもって施行することになります。

会 長

他にご意見等ございませんか。

各委員

（意見等なし）

会 長

他にご意見もないようですので、第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

山中委員

それでは第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定します。

会 長

続きまして、その他の件に移ります。

「遊漁者が行うひき縄釣に係る長崎県連合海区漁業調整委員会指示について」、「遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について」は、関連していますので、一括して説明をお願いします。

事務局

その他 「遊漁者が行うひき縄釣に係る長崎県連合海区漁業調整委員会指示について」の報告

- ・ 当委員会が令和2年11月27日に発出した令和2年長崎県連合海区漁業調整委員会指示第1号について説明。
- ・ ひき縄釣により水産動物を採捕しようとする者は、船舶ごとにひき縄釣採捕承認事務取扱要領に基づき、長崎県連合海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- ・ このほか承認の基準等を説明。

その他 「遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について」の報告

- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会が令和3年3月18日に発出した同委員会指示第六十六号について説明。
- ・ 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- ・ 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、必要事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。
- ・ このほか事務取扱要領等について説明。

会 長

ただいまの説明について、ご意見等ありますか。

岡部委員

遊漁者のくろまぐろ採捕についての指示で、令和3年3月18日から始まったばかりということですが、遊漁者に対する指示の難しさ、周知の難しさというのを考えた場合に、どれ程の効果があるのかということと、これはまだ始まったばかりなので、先ほどの事務取扱要領の中で、

岡部委員

自発的に報告サイトに行きなさいとか、アプリケーションを使いなさいとかありますが、残念ながらかなり難しいだろうなということが想像されま
す。ですので、半年後ぐらいのところで、遊漁者による採捕実績状況を私
たちがネットとかでみることができるのか、TAC報告じゃないんですけ
ど、そこに数字がもし上がっていないということは逆に釣れていないとい
うよりは、報告が上がってきていないというふうな捉え方をすべきでは
ないかと思っております、一つ私が気になったのが数年前の出来事です
けど、ユーチューブの中で、北海道のほうだったと思うのですが、マグロ
が北のほうで釣れるようになり、楽しいよというようなものを見たことが
あります。そういうことで遊漁では楽しむ対象の魚であり、漁業者には厳
しい制限がある中で遊漁の方も釣られるということでこういう指示がかけ
られたんじゃないかと思えます。やはり、遊漁者の状況も漁業者としては
把握していきたいなと思えますので、事務局のほうで国のほうになると思
うのですが、半年ぐらいすれば、それなりの数字が上がっている可能性が
あるのではと思えますので、その状況をできたら調査していただければと
考えます。

事務局

確かに指示は発出されたばかりということもあり、採捕状況がどのよう
に公表されるのか、これまでに国から説明はされていませんが、今後、水
産庁に確認したいと思えます。

神田委員

ひき縄とクロマグロについては、対馬では非常に敏感というか、クロマ
グロの採捕については喧々諤々の議論もやってきており、そのような中で
漁協間でもなかなかいろいろなことが決まりにくい状況なんですよ。そ
のような中で、このように遊漁者に対する広域漁業調整委員会で指示が出
されたわけですが、ただ、ほとんど釣られているのは30kg未満の小型魚が
主体なんですよ。これが釣れた場合に死んでいることが多いのですが、
これをきちんと海に戻すのか、まずそういう問題があると考えます。それ
と罰則のほうがどうなるのか。非常に難しい問題ですけれども、広域漁業
調整員会指示が出れば漁獲は締まっていくのかな、そういうふうには感じ
ています。

事務局

経過としては、漁業者団体のほうからも遊漁者に対する指示発出につい

事務局

ては要望があっていましたし、国が責任をもって遊漁者に対する委員会指示を出したということで、これについては県としても一定の評価をしているところです。ただ、実際に指示が発出された中で、先ほどの岡部委員からの話もありましたが、実際にどのような採捕報告がなされるのかということについては、我々も関心をもって状況把握に努めたいと思います。

また、罰則の話がありましたが、委員会指示違反には罰則がありませんが、今回発出された広域漁業調整委員会指示に従わない者がいるときは委員会が農林水産大臣に対して、違反者に指示に従うように命令（裏付命令）を出すように申請し（漁業法第120条第8項）、大臣がそれを受けて裏付命令を出した（漁業法第120条第11項）にもかかわらず、なおも指示に従わないときは、その者には大臣の裏付命令の違反として漁業法第191条により1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料が課せられるとなっています。こういった2段階ではございますが、公的な規制に基づいて、罰則もあるということでして、遊漁者に対しても適切な管理につながるのではと考えております。

会 長

他にご意見等ございませんか。

各委員

（意見等なし）

会 長

他にご意見もないようですので、続きまして、「各海区漁業調整委員会の構成について」説明をお願いします。

（○その他 「各海区委員会の構成について」の報告）

会 長

ただいま説明について、ご意見等ありますか。

各委員

（意見等なし）

会 長

委員の皆様から何かありますか。

各委員

（意見等なし）

会 長

事務局から何かありますか。

事務局

(次の第 9 9 回委員会の開催予定について説明。)

会 長

ただいま事務局からお知らせがありました。委員の皆様からご意見や質問等はありませんか。

各委員

(意見等なし)

会 長

特にご意見もないようですので、これをもちまして、第 9 8 回長崎県連合海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

(閉 会)

(1 5 : 0 0 終了)